

## 【寡婦年金の詳細】（平成30年3月1日時点）

### ■年金額

年金額は死亡月の前月までの夫の第1号被保険者だけで計算した老齢基礎年金の額の4分の3です。

（留意点等）

- 妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は支給されません。
- 亡くなった夫が、障害基礎年金の受給権者であった場合、老齢基礎年金を受けたことがある場合は支給されません。
- 妻が他の年金を受給している場合は選択になります（60歳から65歳の間のみ）。
- 寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合は、受ける方の選択によって、どちらか一方を受給することができます。

### ■対象者

保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が10年（平成29年7月までは25年）以上ある夫が亡くなられたときに10年以上継続して婚姻関係にあり、生計維持されていた妻に対して60歳～65歳になるまでの間支給されます。

### ■利用方法

請求手続きには、国民年金寡婦年金裁定請求書、死亡診断書の写し、世帯全員の住民票の写し、戸籍謄本、死亡者の住民票の除票などの添付・確認書類が必要になります。詳細については、相談窓口等でおたずねください。

### ■申請時期

寡婦年金を受ける資格ができた日から5年以内

### ■よくある質問（Q&A）

Q1：寡婦年金の受給権者が障害年金をもらえるようになった場合はどうなるのですか。

A1：寡婦年金と障害年金の両方の受給権が発生した場合は、どちらかを選択して受給することになります。

参考：日本年金機構ホームページ

日本年金機構パンフレット「遺族年金ガイド」